

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>○当県では「教員研修申込システム」を平成30年度に整備し、教員の研修等に関する記録を残してきたが、令和6年度末で当該システムの運用保守委託業務契約が満了を迎えた状況にある。</p> <p>○一方、令和5年4月から施行された教育公務員特例法（令和4年改正）においては、「公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、当該校長及び教員ごとに、研修等に関する記録を作成しなければならない」と法制化された。</p> <p>○文部科学省においては、この法改正を受け、令和5年に都道府県等の任命権者が研修履歴を作成・閲覧できるよう「全国教員研修プラットフォーム」（以下、「プラットフォーム」という。）を構築し、令和6年4月から同省の承諾を受けた独立行政法人教職員支援機構（以下、「機構」という。）において運用管理を開始している。</p> <p>〔プラットフォームの利用自治体の状況〕</p> <p>令和7年度現在 35都道府県、17政令指定都市等 令和8年度予定 37都道府県、17政令指定都市等</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>プラットフォームにおいては、研修受講履歴を記録する仕組みとともに、その利用者が視聴でき得る研修コンテンツとして次のものが提供されており、特に利用自治体の作成したコンテンツはプラットフォームでしか共有できない。</p> <p>当県において「自ら学び続ける教職員」を効果的に実現していくためには、これらの研修コンテンツを視聴できる環境を整え、プラットフォーム利用自治体と同等の「個別最適な学びの機会」を確保していくことが必要であることから、当該システムを管理運用する唯一の組織である機構との随意契約が必要である。</p> <p>〔プラットフォームにて提供される研修コンテンツ〕</p> <p>a) 文部科学省が大学等を対象とした補助事業において整備している203のコンテンツ（R7現在）がある。</p> <p>b) 利用自治体が作成したコンテンツがある。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。